

三井金属鉱業株式会社 竹原製煉所

1. 企業情報

三井金属鉱業株式会社 竹原製煉所（CID 番号：CID001193）（以下、竹原）は、高純度金を製造している金属工場を含む 4 工場を中心に構成され、1937 年に操業が開始されました。金属工場では、金の他に、銀、銅、鉛など 10 元素の製品を製造しています。

2. RMI__RMAP (Responsible Mineral Assurance Program) 評価サマリー

2024 年、竹原は金に関する RMAP の適合可否を判断する第三者監査をインターテック・サーティフィケーション（株）による初回監査を受審し、2025 年 1 月に Conformant となりました。次回、2025 年 5 月に第三者監査の受審を予定しています。

2024 年 5 月 14 日 三井金属鉱業株式会社 本社（以下、当社）
2024 年 5 月 16 日～17 日 三井金属鉱業株式会社 竹原製煉所

本評価の有効期限は 1 年間。評価対象期間は 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

3. サプライチェーンに関する企業方針

三井金属グループでは、責任ある鉱物調達を推進しています。鉱物サプライチェーンに位置する企業として、鉱物調達に関連するサプライチェーンのリスクが、グループの事業に影響を及ぼす可能性があることを認識しています。責任ある鉱物調達への国際的な関心の高まりから、対象となるリスク項目、リスク地域および鉱物が広がっています。三井金属グループでは、責任ある鉱物調達に関する包括的な方針を制定しました。

三井金属グループは、鉱物調達において、適用される法規制を遵守し、RMI、LBMA、LME といった国際的イニシアティブの基準やガイダンスに沿って、鉱物サプライチェーンに係る企業の社会的責任を果たしていきます。

三井金属グループでは、紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）を原産地とする、対象となる鉱物について、OECD（経済協力開発機構）の「紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス」附属書 II 第 1 項から第 14 項に記載されている不正に関わる鉱物を原材料として使用しない方針です。また、人権・労働、安全衛生、環境、倫理に関する取組みを推進し、鉱物サプライチェーンのサステナビリティに取り組んでいきます。

4. 企業管理システム

4-1 管理構造

当社は、サプライチェーンにおけるリスクや調達方針の実行を、グループ全体で管理していくために、サプライチェーン・マネジメント体制を構築しています。調達担当役員をサプライチェーン最高責任者として任命し、傘下の事業部門を束ねるサプライチェーン委員会を組織しています。責任ある鉱物調達を含むサプライチェーン・マネジメントの活動内容やリスク管理の状況を原則年 1 回、取締役会に報告しています。

4-2 社内管理システム

当社が定める方針および調達要件について、以下に示す各項目について KYC を通してサプライヤーへ通知しています。

- (1) 金及び銀原料の採取、輸送、または取引に伴う体系的または広範に及ぶ人権侵害への対応。
 - ・あらゆる形態の拷問、または非人道的で品位を傷つける扱い
 - ・あらゆる形態の強制労働
 - ・最悪な形態の児童労働
 - ・広範囲な性的暴力など、その他の著しい人権侵害及び虐待

- ・戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺
- (2) 非政府集団に対する直接または間接的支援への対応
 - ・鉱山を違法に支配するか、もしくは輸送ルート、鉱物の取引拠点、およびサプライチェーンにおいて上流の関係者を支配行為。
 - ・鉱山へのアクセスポイント、輸送ルート沿い、鉱物の取引拠点等において、違法な課税及び金銭や鉱物の恐喝行為
 - ・中間業者や輸出企業、もしくは国際取引業者に対する違法な課税や恐喝行為
- (3) 贈収賄および原産地の詐称への対応
- (4) 鉱物の採取、取引、ならびに紛争地域および高リスク地域（CAHRA）からの輸出に関連して政府へ納付すべき税金、手数料、および採掘料の債務不履行への対応
- (5) マネーロンダリング及びテロリストへの資金提供の防止への対応
- (6) 紛争への加担への対応
- (7) 環境、衛生、安全、および労働に関する、業を営んでいる国の規則や会社の方針の遵守
 - ・大気・水質・土壌の汚染およびインシデントの管理計画
 - ・ウォーター・シュワードシップ, 特に水資源の乏しい地域や不足している地域におけるもの
 - ・世界遺産地及び保護区域からの不正な調達
- (8) 水銀やシアン化物など有害化学物質の保管、取り扱い、および廃棄
- (9) 報酬や労働時間、団体交渉、差別、多様性、労働争議、労働者の安全確保を含む労働問題の管理
- (10) 地域社会との協働・共存計画（土地の取得と地域社会の住民移転、文化遺跡と先住民、鉱山閉鎖計画と影響を受ける人たちの保護）
- (11) 事業の誠実性と倫理的行動の実現、採取産業透明性イニシアチブ（EITI）など関連イニシアチブの実行支援

などに係る OECD ガイダンス ANNEX II に規定する項目に関わるリスク管理を組み込み、人権・労働、安全衛生、環境及び倫理に関する取り組みは三井金属グループ方針に従い推進しています。

4-3 記録保持システム

当社が規定するマニュアルにおいて、責任ある鉱物調達に関わる記録は、少なくとも 10 年以上保持することを定めています。

4-4 リスクの特定

当社グループの金に対する CAHRAs を特定する頻度は、年 4 回実施します。CAHRAs 特定は、以下のカテゴリーの情報を基に、社内で設定した基準値と照らし合わせ評価を実施します。

- (1) 米国ドット・フランク法 1502 条で定められた、コンゴ民主共和国（DRC）および隣接 9 か国
- (2) 欧州委員会が公開している、REGULATION(EU)2017/821 に基づく CAHRAs リストに記載された国および地域（EU-CAHRAs List）
- (3) Heidelberg Conflict Barometer の Intensity4 以上の国および地域

- (4) 脆弱国家指数 (Fragile States Index) の最新ランキング
- (5) マネーロンダリングに関する金融活動作業部会 (Financial Action Task Force on Money Laundering) の監視強化および行動要請対象国および地域
- (6) 世界ガバナンス指標 (Worldwide Governance Indicators)

その他、国連難民高等弁務官事務所の声明、SDN リストなどの情報を CHARAs 特定に利用しました。評価該当年度において、原産国、トレーサビリティ等に関し問題がないことを確認しました。

4-5 リスクの軽減

OECD ガイダンス付属書 II に示すリスクの可能性が認められた場合、当社が規定する期限内を目途に現地調査を実施し、結果をサプライチェーン責任者へ報告しリスクの有無を判断します。評価該当年度において、レッドフラッグが特定される事案が無いことを確認しました。

以上